

2026年2月13日

各位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号  
株式会社建設技術研究所  
代表取締役社長執行役員 西村達也  
(コード番号 9621 東証プライム)  
問合先 取締役常務執行役員管理本部長 松岡利一  
電話 03-3668-4125

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり2026年3月27日開催予定の当社第63回定時株主総会に「定款一部変更の件」を提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 目的について

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開の多様化に対応するため、目的を追加するものです(変更案第2条)。

##### (2) 取締役会の招集者及び議長について

当社は、非業務執行取締役による業務執行取締役の監督に実効性を持たせること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の招集者及び議長につき、取締役社長以外の取締役についても任命可能とすることとしました。そこで、取締役会の招集者及び議長の条文を変更するものです(変更案第23条)。

##### (3) 法令改正に伴う項番号の変更について

会社法改正に伴い会社法の項番号の変更があったため、法令に則した条文に変更するものです(変更案第34条)。

#### 2. 変更の内容

別紙「定款変更案」のとおりであります。

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年3月27日(金)
定款変更の効力発生日	2026年3月27日(金)

以上

定款変更案

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設関係の調査、計画、設計、監理ならびに技術相談</li> <li>2. 地質に関する調査、試験ならびに評価</li> <li>3. 測量</li> <li>4. 環境に関する調査、観測、分析、影響評価ならびに保全計画</li> <li>5. 建設関係の試験、実験ならびに研究</li> <li>6. 建設関係の模型製作</li> <li>7. 建設および環境に関する記録作成</li> <li>8. 建築に関する調査、計画、設計ならびに監理 (新設)</li> </ol> <p><u>9. エネルギー関連事業</u></p> <p><u>10. 農業関連事業</u></p> <p><u>11. 酒類の製造および販売</u></p> <p><u>12. 情報システムおよびソフトウェアの企画、設計、開発および販売</u></p> <p><u>13. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>14. 損害保険代理業</u></p> <p><u>15. 前各号に附帯関連する一切の事業</u> (取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 1～2 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 会社法第329条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</li> <li>4 (条文省略)</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設関係の調査、計画、設計、監理ならびに技術相談</li> <li>2. 地質に関する調査、試験ならびに評価</li> <li>3. 測量</li> <li>4. 環境に関する調査、観測、分析、影響評価ならびに保全計画</li> <li>5. 建設関係の試験、実験ならびに研究</li> <li>6. 建設関係の模型製作</li> <li>7. 建設および環境に関する記録作成</li> <li>8. 建築に関する調査、計画、設計ならびに監理</li> <li>9. <u>不動産開発に関する助言および不動産の運営、管理、賃貸、仲介</u></li> </ol> <p><u>10. エネルギー関連事業</u></p> <p><u>11. 農業関連事業</u></p> <p><u>12. 酒類の製造および販売</u></p> <p><u>13. 情報システムおよびソフトウェアの企画、設計、開発および販売</u></p> <p><u>14. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>15. 損害保険代理業</u></p> <p><u>16. 前各号に附帯関連する一切の事業</u> (取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>2 前項の取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</li> </ol> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 1～2 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</li> <li>4 (現行どおり)</li> </ol>